

～活動報告 障害者差別解消法に関する勉強会～

障害者相談支援事業（委託相談支援事業）の目標の 1 つに、「自立支援協議会の運営に対する積極的な取り組み」という目標があります。高松圏域（高松市・三木町・直島町）の自立支援協議会には 12 の部会があります。そのうち、障害者生活支援センターたかまつでは、権利擁護部会、精神保健福祉部会、身体障害者支援部会、居宅サービス事業所部会の 4 つの部会に中心的に関わっています。今回はそのうちの 1 つ、権利擁護部会主催で行った「改正障害者差別解消法に関する勉強会～合理的配慮について考えよう～」をご紹介します。

本年 9 月 6 日、かがわ総合リハビリテーションセンター研修室にて、参加者 20 名で合理的配慮についての勉強会を行いました。障害者差別解消法には、行政機関及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置について規定されています。大きくは 2 つあり、①不当な差別的取り扱いの禁止、②合理的配慮の提供義務があります。令和 6 年 4 月 1 日から一部改正され、②の合理的配慮の提供義務が各事業者にも法律で義務化されました。障害がある人にとって日常生活または社会生活において社会的障壁（バリア）となるものがあり、障害のある人からバリアの除去を求める意思表示があったとき、事業者側にとって過重な負担とならない範囲で対応することが求められます。障害のある人と事業者側のお互いの歩み寄りや建設的対話が大事になってきます。

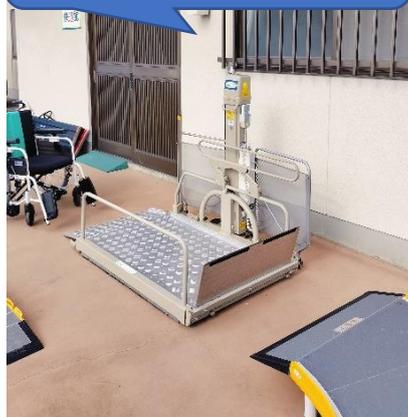
研修の前半は「合理的配慮の基礎知識」を高松市の出前講座で学び、後は 5 つのグループに分かれて「環境面の合理的配慮について」と「支援しての合理的配慮について」の 2 つのテーマについて、グループワークで話し合いました。普段、お互いの事業所で行っている合理的配慮について意見交換をしたり、事例をもとにどういった支援ができるかアイデアを出し合うことで、今後の支援の在り方について考える良いきっかけづくりになったのではないのでしょうか。

権利擁護部会は今年度から新たに部会として発足しました。今後も障害のある方の意思決定支援研修や虐待防止研修などを企画しています。



～くらし快適館のご案内～

車いすでも安全に家への
出入りを可能にする昇降機



かがわ総合リハビリテーション福祉センター内には、福祉用具の利用の相談ができる「くらし快適館」があります。車いすでの生活が必要となったとき、写真のような昇降機があれば、段差があっても出入りが可能になります。筆者も車いすに乗り、操作、体験しました。車いすに乗っていてもしっかりと安定して移動を支えてくれました。

けがや病気で障害が残り、これまでのような生活が送れないとなった時でも、福祉用具の上手な活用により、快適な生活に近づけることが可能になります。『こんな時、こういう風に困る・・・』ことを、くらし快適館では、身体状況や住宅環境に合わせた用具選定の相談ができます。行政サービスなどの制度を利用することで、購入費用等が助成される場合もありますので、お気軽にご相談ください。相談内容によっては地域の支援者と連携した支援を行います。

スマートホーム展示について

スマートホームとは、スマートフォンやタブレット、スマートスピーカーなどとテレビや照明などの生活家電、エアコンなどの住宅設備のデバイスを接続し、より快適な生活を実現する住宅のことで、複雑そうなイメージがありますが、工事不要で簡単に取り付けられるものが多く、また、スマート機能が付いていない家電に後付けでスマート機能を付加できる製品もあります。

くらし快適館では、障害の有無にかかわらず、生活を快適にするための工夫として本年 10 月よりスマートホームの展示を開始します。展示室では操作の体験も可能です。指や声、ボタンスイッチなど自分に合った方法を見つけ、より良い生活を目指してみませんか。

くらし快適館の詳細は →



～地域での活動について しらさぎキッチン～

障害者生活支援センターたかまつでは、障害の種別を問わず地域の身近な相談場所として、基幹相談支援センターの役割も担っています。基幹相談支援センターとして地域の社会資源を把握していくため、今回は鶴尾小学校で行われている子ども食堂の「しらさぎキッチン」に、ボランティアとして初めて参加させていただきました。



しらさぎキッチンを始めたきっかけとして、学校運営協議会では、進学先中学校を選択していく小学生の課題として学力低下が話題にされていました。そこで、その原因の一つとして生活習慣の乱れが取り上げられ、地域全体でこの問題の解決にあたろうと、毎日朝食をとることを目的とした「子ども食堂」を実施することとしたのです。2019年10月に1回目を実施し、コロナ禍で中止を余儀なくされながらも、子どもたちに朝ごはんを提供することを継続して行っています。スローガンとして、「子どもたちに朝食を！『しらさぎキッチン』～地域ぐるみでゲーム依存を予防し、『早寝・早起き・朝ごはん』の生活習慣づくり～」を掲げおり、この取り組みが文部科学省からも表彰されています。

鶴尾小学校の児童や先生などが対象となりますが、朝ごはんにはご飯と具沢山の味噌汁、卵焼きなどを提供し、毎月100食ぐらい作っているとお聞きしました。朝ごはんをしっかりと食べて、授業に向けて送り出すようになっており、月1回ボランティアの人が鶴尾小学校の調理室でご飯を作って、子どもたちに提供しています。今回は夏休みで学童に来ている子どもを対象に、昼食でカレーとコンソメスープ、すいかを提供しました。白米を4升ほど炊いており、カレーのルーも業務用の大きな箱を含めて、5～6箱を使い、2つの大鍋で作りました。今回は学童に来ている子どもが28人、先生が12人、しらさぎキッチンスタッフ12人の計52人が参加していました。多くの子どもがおかわりに来てくれて、友達と話をしながら食事を楽しんでいました。



親が忙しく、一人でご飯を食べる子どもたちもいるなかで、「しらさぎキッチンに来るとみんなと一緒にご飯を食べることができる。いつも楽しそうに美味しく食事をしている様子がうかがえるので嬉しい。」としらさぎキッチンのスタッフの方が仰っていましたが、実際に参加してみると、友達と楽しく話をしながらご飯を食べていた印象があります。また、朝ごはんを楽しみにしている子どもが多く、普段学校に行きづらい子どもも朝ごはんがあるときは学校に来ていることもあるとお聞きしました。

今回、身近な地域に活用できる社会資源があることを知る良い機会になったので、今後も様々な活動に参加していこうと思っています。

参考文献：「学校と地域でつくる学びの未来」文部科学省



障害者支援センターたかまつだより 第38号 令和6年10月発行

【お問い合わせ先】 **障害者生活支援センターたかまつ**

〒761-8057 香川県高松市田村町1114番地 かがわ総合リハビリテーション福祉センター内

電話 087-815-0330 / FAX 087-867-0420

ホームページ <http://www.kagawa-reha.net/shogai-shien.html>

利用時間 月～金曜日、第1・3日曜日 午前9時～午後5時（第2・4金曜日は午後7時まで）

※年末年始（12月29日～1月3日）及び祝日を除く